


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	田口 茂夫	
件名	東大和市障害者地域生活支援拠点事業実施要綱について			
		区分	<input type="checkbox"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市障害者基幹相談支援センター事業実施要綱		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」の生活の安心を見据え、障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けられるよう、地域の複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備及び事業実施に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場の提供 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり ・事業委託 障害者基幹相談支援センター事業の受託者に委託することができる。 ・会議 東大和市地域生活支援拠点連絡会議を設置する。 ・愛称の付与 「ういずねつと i (あい)」とする。 <p>(2) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 地域生活支援拠点を整備することで、障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるような体制を整えることができる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成31年3月 東大和市地域生活支援拠点等の整備に関する基本方針策定</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。